

中学生以下の子どものヘルメット着用を促進するため ヘルメット購入代金の一部助成を開始します

自転車を利用する市民のヘルメット着用を促進し、交通安全意識の高揚と交通事故等による被害の軽減を図るため、市内在住の中学生以下の人を対象に、自転車用ヘルメット購入費の一部を助成する「自転車用ヘルメット購入助成制度」を5月から開始します。

申請方法など詳細は、市ホームページ（右のQRコード）をご確認ください。



市ホームページ

1. 対象者

市内在住の中学生以下の人

※保護者または同一世帯の18歳以上の人の申請が必要です

※市税を滞納していない世帯に属する人が対象です

2. 対象になるヘルメット

- ・新品であること
- ・安全性に関する以下の基準に適合していること

一般財団法人製品安全協会認証（SGマーク）	
公益財団法人日本自転車競技連盟認証（JCFマーク）	
欧州連合の欧州委員会認証（CEマーク）	
ドイツ製品安全法認証（GSマーク）	
米国消費者製品安全委員会認証（CPSCマーク）	

3. 助成金の額

ヘルメット1個につき最大2,000円

※購入額が2,000円未満の場合は、その購入額が助成額になります

※助成対象は、現金、電子決済、クレジットカード払いのみ（ポイントでの支払いや送料は対象外）

4. 取材について

取材を希望される場合は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

担当・問い合わせ先

市民協働課 0463-94-4715